

港湾労働法に基づく新港湾雇用安定等計画の策定等について（案）

（平成30年11月9日版）

1. 方針

港湾労働法の施行状況等を踏まえ、平成31年4月1日から適用する新港湾雇用安定等計画についての検討を行うとともに、必要に応じ、現行制度の在り方についても議論を行う。

2. 現状とポイント等

(1) 港湾労働法の適用港湾・適用業種について

【現状】

- 港湾労働法の適用港湾は、同法第2条第1号及び港湾労働法施行令第1条において規定されており、「東京港」、「横浜港」、「名古屋港」、「大阪港」、「神戸港」及び「関門港」（いわゆる6大港）とされている。
- 港湾労働法の適用業種は、同法第2条第2号及び港湾労働法施行令第2条において規定されており、港湾運送事業法第2条第1項第2号から第5号までの行為（「船内荷役」、「はしけ運送」、「沿岸荷役」及び「いかだ運送」）及びこれらの行為に準ずる行為であって政令で定めるもの（「船舶貨物整備」及び「倉庫荷役」）とされている。

【ポイント】

- 現行制度の在り方など
- その他

《主な意見》

- ・ 全港・全職種の適用を進めるため、新計画の中にどのように盛り込めるのかという問題意識を持っている。
- ・ 全港適用について、6大港以外においても港労法による労働者保護が必要と考えており、そのためには現状の調査が必要ではないか。
- ・ 労使の間で合意した全港・全職種の適用に関しては、総論賛成であるが、各論は何も詰められていない。労使でもっと話をすべきではないか。
- ・ 専門委員会においては、法令に定められた責務として新たな計画を策定することが必須であると考えている。
- ・ 全港・全職種適用については、専門委員会の中で細かなことまで議論していくことが果たして可能なのか、見定める必要がある。

《対応方針（案）》

- 今般の専門委員会においては、新たな計画策定に向けての議論を行う。
 なお、港湾労働法の全港・全職種適用については、様々な課題があることにも留意しつつ、労使間での議論も踏まえ、引き続き、様々な機会において議論していくべきものとする。

（２）港湾倉庫指定問題への対応について

【現 状】

- 港湾労働法の適用となる「港湾倉庫」については、港湾労働法施行令第２条第３号等において、その範囲や対象が規定され、取り扱い海荷量に係る該当基準（概ね１０％超）が定められており、公共職業安定所長が管轄運輸局長の意見を聴いて倉庫単位で指定している。

【ポイント】

- 港湾倉庫の指定に際し、検討すべき課題（正確な海荷量の把握など）はあるか。
- その他

《主な意見》

- ・ 港湾倉庫の指定地域の範囲を検討するに際し、港湾関連区域を規定したものとすれば、「埠頭用地」や「港湾関連用地」など様々あるが、他の制度との整合性なども図りつつ、港湾労働者の仕事量の増加につながるような方向となるように進めて欲しい。
- ・ 港湾倉庫の指定について、調査、算定の仕方を見直すべきではないか。
- ・ 海荷、内貨・外貨などの荷物の種類、指定地域の範囲、マルチテナント倉庫への対応について、平等・公正に競争ができる環境を整備するという問題意識をもって整理してほしい。

《対応方針（案）》

- 各港湾で事情が異なることから、新計画においては、現行計画における「港湾倉庫など港湾区域における港湾労働法等の適用関係については、各港湾の実情を勘案し検討を行う。」の部分についての記載を工夫（見直し）することとし、引き続き検討を行っていくものとする。

（３）港湾区域における適正な雇用管理の推進への対応について

【現 状】

- 港湾労働者が携帯する義務がある「港湾労働者証」について、港湾運送事業法上の許可等事業者とそれ以外の事業者との識別を可能とするため、本年１０月から「色分け」を実施している。

- ハローワーク等によるパトロールの際、色分けされた港湾労働者証を確認し、港湾運送事業法違反の疑いがある事態を把握した場合には、速やかに地方運輸局等に通報を行うこととしている。

【ポイント】

- 港湾労働者証の色分けの実施に伴い、その実効性の確保について、どのような方策があるか。
- その他

《対応方針（案）》

- 新計画において、「パトロール等の際、色分けされた港湾労働者証を確認し、港湾運送事業法違反の疑いがある事態を把握した場合は、管轄の地方運輸局等と速やかに情報共有を行い、港湾区域内の秩序維持に努める。」等の表現を記載することとする。

（４）港湾労働者の雇用管理改善について

【現 状】

- 港湾労働者の月間実労働時間は、196時間（賃金構造基本統計調査（平成29年））（※）となっているのに対し、全産業の月間実労働時間は178時間（同）となっている。
（※）いわゆる待機時間（拘束時間）も含まれる。
- 港湾労働者の月間所定労働時間は161時間（賃金構造基本統計調査（平成29年））となっているのに対し、全産業の月間所定労働時間は165時間（同）となっている。
- 港湾労働者の月間所定外労働時間は35時間（賃金構造基本統計調査（平成29年））となっているのに対し、全産業の月間所定外労働時間は13時間（同）となっている。
- 港湾労働者の1月当たり賃金（決まって支給する現金給与）は362,100円（賃金構造基本統計調査（平成29年））となっているのに対し、全産業の1月当たり賃金は333,800円（同）となっている。
- 6大港の港湾運送事業所のうち、何らかの形で週休二日制を導入している事業所の割合は、87.8%（港湾運送事業雇用実態調査（平成30年））となっているのに対し、全産業における何らかの週休二日制の導入割合は、87.2%（就労条件総合調査（平成29年））となっている。

【ポイント】

- 現行制度をより円滑に運営していく方策はあるか。
- 今後の港湾労働者の雇用改善の推進に際して、留意すべき点はあるか。

○ その他

《対応方針（案）》

- 新計画においては、社会全体で働き方改革の実現に向けた環境が整備される中、港運業界の現状を踏まえた「雇用管理改善の一層の促進及びその実効性の確保」等について記載することとする。

(5) 日雇労働者問題への対応について

【現 状】

- 直接雇用の日雇労働者の月間平均就労日数は16,079人日（平成29年度）で、全体に占める割合は2.9%となっている。
- なお、ハローワーク紹介による日雇労働者の月間平均就労日数は1,587人日（同0.3%）で、直接雇用と合計すると就労日数全体の3%強となり、ここ数年同様の傾向となっている。

【ポイント】

- 日雇労働者の就労割合の更なる減少に向けた取り組みはあるか。
- その他

《主な意見》

- ・ 港湾派遣労働の割合が低く、派遣許可事業所の割合もほぼ横ばい。港湾派遣の割合が低い要因は、派遣許可事業所が増加しないことも一因かと思うが、港湾派遣を増やす考えはあるのか。

《対応方針（案）》

- 新計画において、「今後とも、常用労働者による対応を原則とし、港湾労働者の常用化をさらに推進するとともに、常用労働者の雇用の安定に一層努める」こと等について引き続き記載することとする。
- また、港湾労働者派遣事業の適正な運営を確保するための国、港湾労働安定センター及び事業主等が講ずる措置を引き続き記載するとともに、同制度のさらなる活用促進に向けた方策（又は「活用方策を検討する」）を新たに記載することとする。

(6) 港湾労働者の職業能力開発について

【現 状】

- 港湾職業能力開発短期大学校をはじめとする公共職業能力開発施設や港湾技能研修センターにおいて、港湾運送業務に係る職業訓練の実施や講師の派遣、施設の提供等が行われている。
- 現在、豊橋市にある「港湾技能研修センター」(運営：港湾労働安定協会)については、港湾荷役機械の近代化・多様化等に対応し、訓練内容の充実・強化を図るため、平成31年10月から神戸市に移転・拡充予定である。

【ポイント】

- センター移転に伴い、円滑に訓練が行われる必要がある。
- センターの移転を契機に、今後の港湾労働者の職業能力開発の推進に際して、留意すべき点はあるか。
- その他

《主な意見》

- ・ 港湾訓練については、港湾技能研修センターと港湾関係カレッジ両者を活用するというイメージで議論しても良いのか。

《対応方針（案）》

- 新計画において、港湾技能研修センターの移転に伴う訓練の充実・強化について記載することとする。

(7) その他